

広島県告示第百八十五号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定によって、通行する車両の総重量の最高限度が、二十五トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値である道路を次のとおり指定する。

平成二十五年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道四八七号	呉市警固屋四丁目三二一番二地先から 呉市音戸町渡子一丁目三五五番一地先まで 呉市音戸町渡子一丁目三五五番一地先から 呉市音戸町引地一丁目三八五番二地先まで
県道呉平谷線	呉市焼山桜ヶ丘一丁目七六三番六地先から 呉市焼山西三丁目一〇五九番一地先まで

二 指定する期日

平成二十五年四月一日